

令和8年3月1日から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和8年2月27日付けで三重県の設計単価表が一部改訂され、令和8年3月1日から適用する「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」が定められたところです。今回の改訂により、三重県の公共工事設計労務単価の主要12職種単純平均は、対前年比5.0%の上昇となり、設計業務委託等技術者単価については、全職種平均で4.3%上昇したところです。

これを受けて、技能労働者の適切な賃金水準の確保の観点から、名張市が発注している工事又は建設コンサルタント業務について、下記のとおり特例措置を定めましたのでお知らせします。

なお、受注者の皆様には、特例措置の趣旨をご理解いただき、技能労働者の賃金水準の引き上げ、元請業者と下請業者間で既に締結している請負契約金額の見直し等について、適切な対応をお願いします。

記

1. 特例措置の概要

2. に定める工事又は業務について、受注者は、各契約書（約款）の定めに基づき、契約代金額の増額変更協議を請求することができます。

2. 対象工事又は対象業務

令和8年3月1日以降に契約を締結した工事又は建設コンサルタント業務のうち、改訂前の労務単価又は技術者単価により設計価格を積算しているものを対象とします。ただし、既に工事が完成又は業務が完了している場合は対象になりません。

3. 具体的な取扱い

2. に定める工事等において、受注者より協議の請求があった場合、次の方式により算出された契約代金額に契約変更を行います。なお、協議の請求は、別紙1「変更協議請求書」により行ってください。

変更後の契約代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ = 新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k = 当初契約の落札率

4. 変更協議請求期限

令和8年4月30日又は履行期限日のいずれか早い日

5. 変更協議請求書の提出先

発注担当室

お問い合わせ
名張市 契約検査室
TEL 0595-63-7335